

○ 鈴鹿工業高等専門学校教員選考委員会規則

〔 令和 8 年 3 月 23 日
規 則 第 133 号 〕

鈴鹿工業高等専門学校教員選考委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校運営規則第 4 条第 7 項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校教員選考委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教員の定員管理に関する事
- (2) 教員の採用及び昇任に関する事
- (3) 再雇用フルタイム勤務教員の採用に関する事
- (4) 特命教授、特命准教授及び特命助教の採用に関する事
- (5) その他教員の人事に関する事

(委員会組織等)

第 3 条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 主事及び専攻科長
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(委員会の運営)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、前条第 1 項第 2 号に掲げる者をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(部会等)

第 5 条 委員会の下に、第 2 条に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(庶務)

第 6 条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。